

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2019-71508(P2019-71508A)

【公開日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2019-017

【出願番号】特願2017-195379(P2017-195379)

【国際特許分類】

H 04 N 1/00 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

G 06 F 3/0481 (2013.01)

H 04 M 1/2745 (2020.01)

【F I】

H 04 N 1/00 C

G 06 F 13/00 6 0 1 C

G 06 F 3/0481

H 04 M 1/2745

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外部装置と通信可能な通信装置であって、

前記通信装置で記憶されている第1アドレス帳を管理する管理手段と、

前記外部装置で記憶されている第2アドレス帳に含まれる送信宛先を、送信先として設定する設定手段と、

前記設定手段によって設定される送信先に対して所定の情報を送信する送信手段と、

前記送信宛先を、前記通信装置の前記第1アドレス帳に登録する登録手段と、

前記通信装置の表示部に、前記第2アドレス帳に含まれる送信宛先の詳細情報と、当該送信宛先を前記通信装置に登録するための登録ボタンとを含む詳細情報画面を表示する表示手段と、を備え、

前記登録手段は、前記詳細情報画面に表示された前記登録ボタンがユーザによって選択されると、当該送信宛先を前記第1アドレス帳に登録することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記設定手段は、前記送信先を指定する設定画面を表示部に表示し、該設定画面を介したユーザ入力に従って送信宛先を設定することを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項3】

前記設定画面は、

複数の送信種別に対応する送信宛先を管理可能な第1外部装置から宛先リストを取得して、取得した宛先リストから特定の送信宛先を選択する画面を表示する第1ボタンと、

前記複数の送信種別の一部の送信種別に対応する送信宛先を管理可能な第2外部装置から宛先リストを取得して、取得した宛先リストから特定の送信宛先を選択する画面を表示する第2ボタンとを含むことを特徴とする請求項2に記載の通信装置。

【請求項4】

前記第1ボタンがユーザによって選択されると、前記第1外部装置からネットワークを介して宛先リストを取得し、前記第2ボタンがユーザによって選択されると、前記第2外部装置からネットワークを介して宛先リストを取得する取得手段をさらに備えること特徴とする請求項3に記載の通信装置。

【請求項5】

前記第2外部装置は、LDAP (Lightweight Directory Access Protocol) サーバであり、

前記一部の送信種別は、電子メール、及びファクスの送信宛先に対応する送信種別を含むことを特徴とする請求項3又は4に記載の通信装置。

【請求項6】

前記複数の送信種別は、少なくとも、電子メール、ファクス、インターネットファクス、及びファイルサーバの送信宛先に対応する送信種別を含むことを特徴とする請求項3乃至5の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項7】

前記通信装置で利用可能でない送信宛先についての前記詳細情報画面においては、前記登録ボタンが表示されないことを特徴とする請求項1乃至6の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項8】

前記第2アドレス帳に含まれる送信宛先の送信種別が前記通信装置で利用可能か否かを判定する判定手段と、

前記判定手段によって前記送信種別が前記通信装置で利用可能でないと判定されると、前記登録手段による当該送信宛先の前記第1アドレス帳への登録を制限する制限手段と、をさらに備えることを特徴とする請求項1乃至7の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項9】

外部装置と通信可能な通信装置であって、

前記通信装置で記憶されている第1アドレス帳を管理する管理手段と、

前記外部装置で記憶されている第2アドレス帳に含まれる送信宛先を、送信先として設定する設定手段と、

前記設定手段によって設定される送信先に対して所定の情報を送信する送信手段と、

前記送信宛先を、前記通信装置の前記第1アドレス帳に登録する登録手段と、

前記第2アドレス帳に含まれる送信宛先の送信種別が前記通信装置で利用可能か否かを判定する判定手段と、を備え、

前記判定手段によって前記送信種別が前記通信装置で利用可能でないと判定されると、前記登録手段による当該送信宛先の前記第1アドレス帳への登録が制限されることを特徴とする通信装置。

【請求項10】

前記通信装置は、スキャナを含む複合機であり、

前記送信手段は、前記スキャナによって原稿から読み取ったデータを、前記設定手段によって設定された送信宛先に対して送信することを特徴とする請求項1乃至9の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項11】

前記外部装置は、スキャナによって原稿から読み取ったデータを送信宛先に対して送信することができる複合機であることを特徴とする請求項1乃至10の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項12】

外部装置と通信可能な、第1アドレス帳を管理する通信装置における制御方法であって、

前記外部装置で記憶されている第2アドレス帳に含まれる送信宛先を、送信先として設定する設定工程と、

前記設定工程で設定される送信先に対して所定の情報を送信する送信工程と、

前記送信宛先を、前記通信装置の前記第1アドレス帳に登録する登録工程と、  
前記通信装置の表示部に、前記第2アドレス帳に含まれる送信宛先の詳細情報と、当該送信宛先を前記通信装置に登録するための登録ボタンとを含む詳細情報画面を表示する表示工程と、を含み、

前記登録工程では、前記詳細情報画面に表示された前記登録ボタンがユーザによって選択されると、当該送信宛先が前記第1アドレス帳に登録されることを特徴とする制御方法

。【請求項13】

外部装置と通信可能な、第1アドレス帳を管理する通信装置における制御方法であって

前記外部装置で記憶されている第2アドレス帳に含まれる送信宛先を、送信先として設定する設定工程と、

前記設定工程で設定される送信先に対して所定の情報を送信する送信工程と、

前記送信宛先を、前記通信装置の前記第1アドレス帳に登録する登録工程と、

前記第2アドレス帳に含まれる送信宛先の送信種別が前記通信装置で利用可能か否かを判定する判定工程と、を備え、

前記判定工程で前記送信種別が前記通信装置で利用可能でないと判定されると、前記登録工程で当該送信宛先の前記第1アドレス帳への登録が制限されることを特徴とする制御方法。

【請求項14】

請求項1乃至11の何れか1項に記載の通信装置の各手段としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、外部装置と通信可能な通信装置であって、前記通信装置で記憶されている第1アドレス帳を管理する管理手段と、前記外部装置で記憶されている第2アドレス帳に含まれる送信宛先を、送信先として設定する設定手段と、前記設定手段によって設定される送信先に対して所定の情報を送信する送信手段と、前記送信宛先を、前記通信装置の前記第1アドレス帳に登録する登録手段と、前記通信装置の表示部に、前記第2アドレス帳に含まれる送信宛先の詳細情報と、当該送信宛先を前記通信装置に登録するための登録ボタンとを含む詳細情報画面を表示する表示手段と、を備え、前記登録手段は、前記詳細情報画面に表示された前記登録ボタンがユーザによって選択されると、当該送信宛先を前記第1アドレス帳に登録することを特徴とする。